



過半数代表者選挙について、正しく知ろう！

各職場で「過半数代表者選出について」の掲示が掲出されています。今後は、各職場で過半数代表者を選出していく取り組みが進められていくこととなりますが、以前より代表者選出の投票について…

「投票所に管理者が立っていて若手の肩を叩いていた」
「投票所に衝立が無く、見える所に管理者が立っていた」
「代表者が業務で面倒を見ているんだから1票入れろと言われた」
「社友会LINEで上司に〇〇さんに投票して欲しいと言われた」

などの不満と不安な声が、組合員だけではなく、社員からも寄せられている現実がありました。

千葉地本としても、職場には管理者と一般職がいる以上、公平で公正な取り組みはできないと指摘をしながら、幾度となく千葉支社と協議をして、不適切なことを是正をさせながら、取り組みはできないと指摘し、公平で公正な過半数代表者選挙を行っていくことを確認してきました。

「不適切な手続きの廃止」についての会社回答

- ①十分な手続き期間を設けず選出手続きを行うこと。
- ②投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対象させ、投票内容を把握すること。
- ③投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと。
- ④投票前に投票内容を確認すること。
- ⑤事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。
- ⑥社員親睦会の代表者が手続きを経ずに過半数代表者になること。
- ⑦選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名すること。

※立候補することで不利益がないことを確認しています！

過半数代表者は経営者と一体の立場の管理監督者はなれません。
心身ともに寄り添ってくれる人を選出しよう！